

最新判決情報

2016年

[9月分]

〇ルマン事件

知財高裁 H28.9.14 H28(行ケ)10086 審決取消請求事件(高部真規子裁判長)

第25類「洋服ほか」を指定商品とする登録商標「LE MANS」(右図)に対する不使用取消審判が不成立とされたため、当該審決の取消しが求められた事案である。



争点は、本件商標の使用事実の認定と法50条3項の駆け込み使用の該当性である。使用については、知財高裁も通常使用権者ヴァンジャケット社による使用を認め、審決を支持している。

駆け込み使用について原告(審判請求人)は、該当性を有するとの主張として、本件商標に対して原告自身が過去に3度の不使用取消審判と1度の無効審判を請求したこと、原告が調査会社に委託して行なった使用調査の結果、被告取締役が本件商標を使用した商品はないと回答していること、被告が平成26年10月24日に商標「Le Mans」(標準文字)を再出願していることなどを挙げた。

しかし判決は、50条3項本文の「その審判の請求がされることを知った」とは、一般的、抽象的な可能性を認識していたのみではならず、当該審判請求を行なうことを交渉相手から書面等で通知されるなどの具体的な事実によって知ったことを要するところ、平成26年当時、原告と使用権者ヴァン社又は被告との間で交渉が行われていたとの事実は認められないとして、原告の主張を否定した。

駆け込み使用については、本年7月27日判決のクリーンマスター事件があり、本件と同じく高部裁判長の第4部が担当している。

〇ひらけごま事件

知財高裁 H28.9.21 H28(行ケ)10077 審決取消請求事件(清水節裁判長)

原告所有の本件商標「“サクラサケ”／ひらけごま(図形)」(右上)が、第30類「ごま入り調味料、ごま塩、すりごま、いりごま、ねりごま、ごまを使用した穀物の加工品」について登録が一部無効とされたため、当該審決の取消しが求められた事案である。

被告(無効審判請求人)の引用商標は第30類「ごま塩」ほかを指定商品とする「ひらけごま! / OPEN SESAME」(右下)など3件である。



審決は、両商標の要部が「ひらけごま」にあるとして両商標が類似すると判断したものであるが、原告の主張は、本件商標は七福神を想起させる胡麻の顔をしたキャラクターを乗せた帆掛け船図形と、「桜咲け」を意味する「サクラサケ」の文字、赤色系の桜の花びらの図形、「ひらけごま」の意味などから、本件商標は全体として「開運、合格、願いごとの成就」といった「めでたさ」の観念を生じさせるので、一体性を有する、というものである。

ひらけごま!

OPEN SESAME

しかし判決も、本件商標の文字と図形の構成や、それぞれの文字自体の大きさ比と色彩の違い等の外観上の相違、2つの文字が観念上の一体性を欠くことなどから、「ひらけごま」が要部になるので両商標は類似するとして、審決を支持した。

判決の判断は予想できるものであるが、原告の主張にも一応の賛同ができる。しかし、本件商標が「めでたさ」を観念させるとしても、両商標に共通する「ひらけごま」も「アリババと40人の盗賊」の話では、秘密の扉を開ける呪文であり、このことから一般的な用法としても簡単には開かない扉、つまり難関、難問を突破する呪文として、やはり「めでたさ」を観念させると言えないこともないので、結局は観念においても類似するといえうである。